第9回 八尾市廃棄物減量等推進審議会 議事録

【日 時】平成26年5月23日(金)午前10時00分~

【場 所】八尾市役所本館8階 第2委員会室

【出席委員】福岡会長、花嶋副会長、角柿委員、中浜委員、山下委員、辻井委員、桝井委員 木原委員、柳谷委員、高山委員、大西委員、北山委員、桶谷委員、土井委員、 山本委員、笠原委員、西田委員、

【欠席委員】吉川(正)委員、吉川(博)委員、小松委員、林委員、岩本委員、森本委員、 中西委員、岡ノ谷委員、前田委員、

【事 務 局】村上経済環境部長

西野課長補佐、藤井係長(以上、資源循環課) 平尾環境保全課長、吉田環境事業課長、一ノ本環境施設課長

- 1. 開会挨拶(事務局)
- 2. 配布資料の確認
 - ·第9回八尾市廃棄物減量等推進審議会次第
 - ·第9回八尾市廃棄物減量等推進審議会配席図
 - ・八尾市廃棄物減量等推進審議会(資料No.15)
 - ・八尾市廃棄物減量等推進審議会(資料No.16)
 - ・八尾市廃棄物減量等推進審議会(資料No.17)
 - ・八尾市廃棄物減量等推進審議会(資料No.18)

3. 案件

八尾市における家庭ごみの指定袋のあり方について

- (1) 有料化実施に関する審議会委員の意見(資料No.15)
- (2) 市認定指定袋制について (資料№.16)
- (3) 現行の指定袋制度と想定される指定袋制度にかかる比較検証(資料No.17)
- (4) 具体的な指定袋制度の方向性について (資料No.18)

4. 議事

○事務局

資料No.15 から資料No.18 まで、今回 4 種類の資料を用意させていただいています。まず、資料No.15 をご覧ください。有料化の実施に際して、この審議会でこれまでみなさまから頂いたご意見をまとめています。様々なご意見をいただきましたが、おおまかに 1 番から 13 番まで区分けしました。細かいご説明は省かせていただきますが、まず、「1. 有料化するごみの種類」は、ごみの対象あるいは前提条件に関するご意見をいただいたものです。「2. ごみ減量について」は 4 つ挙げています。減量効果、あるいは町会との関わりについてのご意見をいただいています。「3.

ごみ袋の大きさについて」これについては多々ご意見頂いていますが、ごみ袋の大きさ、種類、また多様なごみ袋の系統についてのご意見をいただいています。続いて、2ページをご覧ください。「4.ごみ処理費用の負担の公平性の確保」は、ごみを多く出される方と、減量に取り組んでおられる方の負担の公平性についてご意見をいただいています。「5.現在の仕組みを見直すが、無料配布袋の仕組みは維持すべき」と「7.有料化の導入時期について」と4ページの「10.ごみ袋代だけを徴収する方式について」は、制度面からのご意見をいただいています。「6.滞留袋の無駄の解消が必要である」は、一定の基準で配布させていただいていますが、各ご家庭で余っている袋について、どうするのかというご意見。3ページの「8.町会を通じたごみ袋配布のメリットについて」と「9.町会加入者と未加入者の差別化について」は、ごみ袋は指定袋制度導入以来、町会配布していますが、今後見直すにあたって、八尾市として町会との関わりをどうしていくのかというご意見をいただいています。次に4ページ、不法投棄、その他のご意見をいただいています。以上、おおまかにいただいたご意見を区分けしたのが資料№15です。

続いて資料No.17 をご覧下さい。上段の「現行八尾方式」に、平成8年度から実施している現 状の指定袋制度について、その「成果」と「課題」についてまとめています。「成果」は、制度 面では5種分別、さらに8種分別と拡充し、平成8年から長年実施しているので、市民の方々に は長年定着しているということ。色分けの袋にしているので、在住期間の長い市民の方ほど定着 しています。減量・資源化の効果についても、多種分別の実施で不燃物の分別が進んだことで、 減量効果、資源化率の向上に寄与してきたという成果があります。配布枚数、種類等の運用面に ついては、配布枚数は収集回数を基本にしていることから、市民のご理解を得やすいこと。可燃 袋については世帯人数に応じた加配を行っております。一番大きいメリットとして、行政と町会 との連携、町会への加入促進です。配布については町会を通じた配布を行ってきたということで、 指定袋の入手にかかる負担がない、分別の拡充や粗大ごみの有料化など新しい制度の導入にあた っては、行政と地域との連携に寄与してきたという成果があったと考えています。一方で長年に わたって実施してきた課題として、制度面でいうと、町会加入者には町会を通じて入手できます が、町会に属さない新規の市民についてはどう入手すればいいのかわかりにくい制度になってい るという課題もあります。減量・資源化の面では、無料の追加配布を行っていることから、排出 量の多い少ないにかかわらず、理由さえ書けば、無料の袋が手に入ることになっているという課 題もあります。負担の公平性の面でも、ごみの排出量にかかわらず、税金による負担の恩恵を受 けるという制度になっていることが課題です。配布枚数についても、市民のニーズに関係なく一 定の基準で配布しているので、この審議会の中でも問題となりましたが、滞留袋が発生とすると いう課題もあります。指定袋の種類についても、世帯人数によってごみを出される量は全然違い ますが、現状では1種類の袋しか配布していないので、弾力的な運用、多様性に欠けている制度 となっています。最後に町会との連携の面では、未加入者にもハガキによって、ごみ袋を取りに 来てくださいというお知らせをしています。町会に加入、未加入に関わらず、ごみ袋が入手でき るので、町会加入を勧める八尾市としては、町会加入促進の妨げになっているのではないかとい う指摘もあります。以上をまとめまして、右端に「見直しの必要性」として5項目を挙げていま す。1つ目は、ごみの排出量にかかわらず、すべてが税によって賄われており公平性が確保され ていないこと。2つ目は、現行制度においては、さらなる減量・資源化行動への動機づけが難し い。袋が簡単に手に入るので、さらに減量しようとするインセンティブが働きにくいということ。

3つ目は、世帯人数や排出状況に応じた、より弾力的な排出方法のニーズに対応できないこと。 袋の種類が1種類で配布枚数が決まっているということ。本来なら、もう少し袋が少なくてもい いとか、小さい袋が欲しいとかニーズに対応できていないということです。4つ目は、人員・コ ストの面から世帯人数に応じてよりきめ細かい指定袋数の設定が困難であり、結果として滞留袋 を生じさせる要因となっていること。収集回数に基づいて配布しているので、本当ならもう少し 細かい設定ができればいいのですが、人件費などコストがかかるということで、きめ細かい袋の 配布枚数の設定ができていない現状です。5つ目は、入手方法は違っても、誰もが指定袋を容易 にかつ無料で入手できる制度となっており、ごみ減量に向けた取り組み等のインセンティブが機 能していないということ。これら5つの見直しの必要性、課題についてまとめています。この課 題を踏まえて、将来の新たな指定袋制をどうしていけばいいのか、下段に単純従量制、超過量有 料制、最後に市認定指定袋制3種類の制度についてまとめています。市認定指定袋制については、 この審議会についても一部触れていますが、今回新たに示しています。資料No.16 に簡単にまと めていますので、ご覧いただけますでしょうか。この制度については、市がごみ袋の透明度、材 質、袋表面の印刷内容の規格を定め、袋製造業者から申請されたごみ袋を市が認定し、認定され たごみ袋は市内のスーパー、ホームセンター、酒販店、コンビニエンスストア、薬局などの小売 店で自由な価格で販売される制度です。一般的には1枚10円程度で販売されています。10円と いうのは、あくまでも袋代ですので、その中にはごみ処理費は含まれておりません。多くの市で は、袋の製造メーカーが小売店に卸してごみ袋を販売していますが、兵庫県三田市のように、市 が袋の製造メーカーから購入し、市内小売店でそれを委託販売している例もあります。

ごみ袋は、1 種類のみもあれば、大・中・小等の数種類を指定袋としている場合もあります。豊中市では、10 % % 15 % % 30 % % 45 % 04 種指定袋を設定しており、可燃ごみから資源ごみ全てに共通使用が可能となっています。尼崎市では、10 % % 30 % 45 % 03 つの大きさで全ごみ種共通です。滋賀県大津市では、45 % 00 のごみ袋 1 種類ですが、全ごみ種共通の制度となっています。最後に豊中市のごみ袋を例示しております。後ほど実物を回覧しますので、ご覧頂ければと思います。主に市認定指定袋制度については、このような内容になっています。

資料No.17 にお戻りください。今までお話した単純従量制は、ごみ袋1枚目からごみ処理費用負担となります。超過量有料制は、一定枚数を超えた分からご負担いただきます。市認定指定袋制は、ごみ袋代をご負担いただく制度です。資料No.15 に集約したみなさまのご意見を審議会でまとめ、制度のわかりやすさ、減量効果、負担の公平化、滞留袋の削減、種類多様なごみ袋の提供、町会との関わりの維持、この6つの側面から分析して、それぞれメリット、デメリットを示しています。詳しい内容の説明はここでは割愛しますが、最後の総合評価で、市としてそれぞれ検討した結果の評価をまとめています。単純従量制は、指定袋の製作費、処理費について手数料として徴収する制度であるとともに、ごみ減量の効果、排出量に応じたごみ処理経費の負担の公平化の観点でも、もっとも優位性の高い選択肢ではありますが、単純従量制に移行した場合の市民負担の大きさ、市民生活に与える影響等を踏まえれば、これまでの無料指定袋制から一足飛びに単純従量制に移行することは難しいのではないかと今は考えています。

続きまして、超過量有料制の評価です。ごみの減量・資源化に取り組んでいる市民の観点では 最も理解を得やすい制度です。努力されている方には負担が小さくて、一定以上出される方はそ れなりの負担をいただくという制度なので、理解を得やすいかもしれませんが、一定量無料、ま たは定額負担とする以上、世帯人数に応じた配布枚数の設定や、指定袋の大きさ毎の設定が必要となり、膨大な行政コストが必要となります。さらに、実際に居住されている人とそうでない人の把握が困難です。住民票がベースに把握することになりますが、住民票を移していない人はどうするという問題があり、その点からも不公平感が生じます。また、ごみ減量の観点では、一定の排出量の範囲においては無料または定額負担であることから、ごみ減量の動機づけが働きにくいというデメリットもあります。

最後に、今日ご説明した市認定指定袋制です。ごみ袋代に限っては1枚目から負担することになり、排出量に応じた公平性は確保される制度です。また、市民負担は、処理費用が上乗せされていないため、上記2つの制度と比較して小さくなっています。ごみ減量の観点では、負担が指定袋代だけなので大きな効果を期待することはできませんが、1枚目からの負担となることから、ごみ減量の動機づけにつながる手法であると評価しています。

最後の資料No.18 をご覧下さい。これらの検証の結果を踏まえて、方向性についてお示ししています。現行の指定袋制度の現状と課題です。現状は、指定袋は収集回数をベースに無料配布をしています。町会を通じて名簿管理し、世帯人数を把握していただき、町会未加入者に対してはハガキ等で周知しています。不足が生じた場合は、申請用紙に住所、氏名、不足の理由を記載して受けとっていだくことが可能となっています。滞留袋の措置について、余った指定袋は、本庁・出張所で返却していただくことになっています。その課題については、資料No.17 でご説明させていただいたとおりですが、世帯人数による配慮を可燃用指定袋で行っていること、世帯構成の多様化への対応、減量に取り組む世帯とそうでない世帯との公平性が担保されていないこと、指定袋は申請すれば手に入れられますので、発生抑制・排出抑制への意識が希薄になっているということが課題として挙げられます。

2つ目に超過量有料制と市認定指定袋制度との比較について。単純従量制については、負担が大きいということで、検討から外しやすいのですが、超過量有料制と市認定指定袋制度のどちらがいいのか、この2つについて比較させていただいています。まず、制度運用面でいうと、家庭からのごみ排出量は、世帯人数、世帯年齢構成等により変化します。超過量有料制の場合、それぞれの世帯の実情を把握し、個々に対応した一定量の無料(または定額負担)のごみ袋枚数を設定・配布する必要があります。このため、世帯の実情把握とともに、それに応じた一定量のごみ袋や引換券配布のための事務処理負担が大きくなります。一方、市認定指定袋制度では、それぞれの世帯におけるニーズに応じて、必要な指定袋を購入することになり、事務処理負担が小さくてすむという比較になっています。

ごみ減量効果については、超過量有料制の場合は、ごみ減量を促進するため、現在平均的に使用されている枚数よりも少な目に配布する必要があります。減量目標を達成するための枚数に削減した枚数の配布が難しい場合が多いと考えられます。また、ごみの排出量そのものが世帯人数に必ずしも比例しているわけではないため、場合によっては一定量無料配布の設定そのものが当初から大きいものになってしまいます。また、二段階方式(一定量定額負担)でない場合、無料のごみ袋が一定数配布されるため、この範囲では市民をごみ減量へ動機づけることが難しく、ごみ減量効果が発揮されにくくなります。市認定指定袋制度の場合、低額ではありますがごみ袋代が自己負担となるため、わずかではあるが減量効果が期待できるのではないかと考えます。また、市民のごみ減量行動への動機づけにもつながることが期待できます。超過量有料制の場合、世帯

人数に応じて一定量の無料、または定額負担のごみ袋枚数を配布することになりますが、実際に居住している人の把握そのものが困難になります。以上の3点から、結論として、指定袋のあり方を検討するにあたっては、1. ごみの排出量に応じて公平性が確保される、2. ごみ処理の現状、減量・リサイクル等に対する市民意識の向上、3. ごみの発生・排出抑制につながる、4. 運用コストの抑制、以上4点がつながるような制度となることが重要であり、超過量有料制と市認定指定袋制を比較した結果、市認定指定袋制の優位性が高いとの結論に至りました。

3つ目、新たな指定袋制度案として、市認定指定袋制度について考えられる案としてお示ししています。現行の指定袋制度は平成8年度に導入され、分別排出とそれに伴う資源化により、ごみ焼却量の削減と分別制度の定着に大きな役割を果たしてきました。

一方で、世帯構造の多様化、ライフスタイルの変化に対応するとともに、ごみ減量行動への動 機づけにつながることに力点を置いた新たな指定袋制度にするという考え方があります。市認定 指定袋制度の採用にあたり、八尾市がごみ袋の透明度、材質、袋表面の印刷内容等の規格を定め、 袋の製造業者から申請されたごみ袋を認定します。認定されたごみ袋は、市内のスーパー、ホー ムセンター、コンビニエンスストアなどの小売店で自由な価格で流通することを想定しています。 市認定指定袋制度の範囲ですが、対象は可燃用袋、複雑用袋、埋立用袋とし、資源系袋(資源物、 容器包装プラスチック、ペットボトル)については、ごみの減量・資源化へのインセンティブと して地域の啓発活動に応じた支援策として検討します。資源系の指定袋については、基本的には 町会を通じた配布方法を踏襲します。3ページに〔参考〕八尾市認定指定袋制度の想定概要の表 を示しています。左側に「ごみ(非資源系)指定袋、右側に「資源系指定袋」と区分けしています。 非資源系のごみ指定袋については、可燃、複雑、埋立ごみを対象にします。資源系指定袋につい ては、資源物、ペットボトル、容器包装プラスチックを対象にすると考えています。ごみ系の指 定袋については、大、中、小の3種類程度、資源系指定袋は1種類となっています。受領方法は、 ごみ指定袋はスーパー、コンビニ等でお売りいただく。一方、資源系指定袋はスーパー、コンビ ニ等でお売りいただくことは同様ですが、但し、町会で啓発活動の実施状況に応じて無料配布や クーポン券の支給など検討の余地もあると考えています。町会配布は、地域での啓発活動に対す る助成という位置づけと考えております。2ページ、一番下をご覧下さい。現状は町会を通じて 配布頂いていますが、町会配布は、「地域におけるごみの減量・資源化への取り組みに対する地 域への助成」と位置づけ、地域が主体となった啓発活動の促進を図ります。地域の活動への行政 からの支援策として、指定袋を町会に配布させていただくという考え方もできるのではないかと 思います。その配布の手法については、クーポン券方式、指定袋の現物支給など様々に考えられ ますが、検討の余地があります。

最後、3ページ、4.将来の方向性について。これまでの指定袋制度は、分別排出の定着に主眼をおいた取り組みでしたが、新たな指定袋制度については、ごみの減量・資源化のさらなる推進と排出量に応じての負担の公平性を図るという点に重きを置いており、市民のみなさまに過度の負担を求めるのではなく、ごみの排出量に比例してごみに対する責任が大きくなるという市民意識の定着を図ります。なお、ごみに対する市民の責任の浸透度合いとして、認定指定袋制度による減量・資源化の状況を検証し、浸透効果が薄い場合には、将来的にはごみ処理手数料の上乗せも念頭に入れ、さらなる指定袋制度の見直しを図ります。以上です。

○会長

みなさんの意見や心配されていること、こうなって欲しいと希望されていること等、この間ずっと審議してきた内容を事務局で汲み取っていただいた。そして、市としてできること、できないことを整理して今日の資料を出していただいた。次第の案件のタイトルは、「八尾市における指定袋のあり方について」となっている。審議会の答申もただの有料化の話ではない。ごみ袋がこういう役割を持って、この様に使っていただきたいので、こうあるべきだとまとめていきたいと思う。今日は、主に資料No.18 について、みなさんのご意見を中心にお聞きし議論していきたい。その前に資料No.15 に関して、これまでみなさんと議論してきたことで、大きく抜け落ちているということがあれば発言していただきたい。

資料No.17 に指定袋制度について一覧として整理していただいた。みなさんの心配をされること、希望されることがこの表に示されている。単純従量制、超過量有料制、そして花嶋副会長がおっしゃっていた市認定指定袋制も今回入れていただいた。資料No.16 は、市認定指定袋の説明。袋の実物があるというお話なので、順番に回覧して見ていただきたい。これは、豊中市の資料に書いてある実物で、大きさは3種類ある。ごみか資源物がどちらかにチェックしてくださいというチェック欄がある。それで管理できるようになっている。チェックが抜けていたらからといって、ごみ袋が置いていかれるということはないということである。

○委員

現状八尾市が使っているのも指定袋。この指定袋と何が違うのか。

○会長

同じ指定袋でも、手に入れる方法が違うということ。

○委員

例えば有料制になった場合、これを購入して出してくれということか。

○会長

袋の一番右下に、豊中市承認番号という番号が書かれている。決まったサイズと印刷内容の袋を作り、それを市に届けて、番号をもらう。その番号が承認番号となる。それを印刷し、市内で販売できる。

○委員

市認定指定袋は、今の袋と一緒ではないのか。よくわからない。

○事務局

現在、指定袋の入手方法は個人とか町会配布とかいろいろありますが、市が作った無料の指定袋を配布しています。市認定指定袋制度になると、いろいろな業者が市の認定を受けて、袋を作り、作ったメーカーが小売店に卸し、それを市民に買っていただくということになります。

○委員

認定袋は市がデザインするということか?

○事務局

袋の仕様は市が決めますが、実際に作るのはメーカーです。

○委員

個人が好きな大きさの袋を好きな枚数だけ買い、違う袋でごみを出すと回収できないというシステムということか。

○事務局

その通りです。

○会長

今のような、みなさんのわからないことの質問を受けたい。

○委員

メーカーが作って市に認定をもらって各小売店に卸すとしたら、競争原理が働かないのか。

○事務局

価格については自由設定になるので、安いところ、高いところが出てきます。

○委員

競争原理が働くと、粗悪なものが出てくる可能性もある。今、配布されている袋は縦には裂けやすい。破れて、ごみが出てしまうときがある。お金を払って、粗悪なもの買わされる可能性が出てくるのはいやである。

○副会長

私は、認定指定袋制度を実施している尼崎市で暮らしている。確かに、若干色や素材が違うようなものはある、尼崎市の袋も事業者の番号が書いてあるので、あまりにひどいところは駆逐されていくので困ることはない。新聞販売業者が販売促進用に30%入りの袋などを各家庭に配ったりもする。コンビニは袋を売って儲かるというよりは、指定袋を買ったついでにアイスなど買ってもらえるというメリットがある。

○会長

今のご懸念の競争原理は、逆にいい方に働いて買う側が選べるようになる。ただし、それは何社かが作る場合。1社しかなければそれを買うしかない。市は袋の厚さ、大きさ全部指定しての認定になるので、薄いとか素材が悪いとかいうのは、認定の段階で市がチェックできる。

○委員

豊中市で実際に実施しているが、導入前と導入後で効果がどれくらい上がっているのか。

○会長

豊中市が調べていたら聞けばわかるが。

○委員

豊中市がこの指定袋にされたとき、市民の反対意見や不法投棄があったとか、そんな事例はないのか。

○会長

豊中市も八尾市と同じように、それまでは無料配布の袋を配っていたが、八尾市ほど細かい区分では配っていなかった。認定袋を導入するにあたって課題が同じようにあって、市民の生活が圧迫されるという意見が出たこともある。ただ、多くの人は今の時代に、ごみ袋代すら市に頼っているのではいけないとの意見であった。

○委員

全国的にも有料になってきているが、みんなそれぞれ苦労したと思う。有料化にした場合、みんな が納得してスムーズに協力しているのか。

○会長

導入後はスムーズにいくようである。1 枚 50 円、年間 100 枚として 5,000 円の負担。それは導入

前にものすごく大きい金額と思っていたほどではない。ちょっと何かを節約すれば捻出できる。それが環境のためになるということをご理解いただいている。ただ、最初はごみを減らしてなるべく袋を使わないようにしているが、徐々にその気持ちが薄れていくのは止むを得ない。だから、ごみ減量推進員がよびかけることが必要となる。専修大学の山谷先生が、毎年全国の自治体に向けて有料化のアンケート調査をされている。有料化導入の自治体が年々増えているという実態である。

○副会長

それと、今有料化と言っているが、この市認定指定袋制自体は有料化ではなく、普通にごみ袋代を払うということ。他市で実施している有料化は、これに処理費を上乗せした袋を購入することである。 今回は単純に市認定指定袋に切り替えようという話だけ。

○委員

市認定指定袋の方に大分突き進んでいるような気がする。確かに、袋代まで市が負担する必要はない。袋代は自分で負担すべきという意見が多数かもしれない。市の説明を聞くと、自己負担で買ってもらえば、無駄な袋も出ないし減量につながるだろうということ。しかし、過去を遡れば、八尾市でも、各自スーパーでごみ袋買って出していたこともある。ごみ袋の実費程度だったら、逆にごみが出しやすくなるのではないか。スーパーでたやすく手にはいるのではあれば、自由に出せるということにつながりかねないのではないかと思う。

○会長

先ほど事務局から、豊中市では、ごみの混入はないというお話だった。それは市として努力したのではないか。

○事務局

分別をせずに出されるのではないかという懸念はありますが、地道な啓発をすることに尽きるのではないかと考えています。ごみ減量推進員の件、この審議会でお話いただいています。地域での啓発を通じて分別に努力していただきたいと思います。平成8年から、ずっと分別収集、指定袋で分別しているので、組成分析の経過を見ても、分別については市民の中で定着していると考えています。今後、これが低下しないように啓発活動を強化していく必要はあると考えています。

○委員

啓発を重ねていけば大丈夫という話もあるが、はっきり言って、少し甘いように思う。メインになるのは可燃ごみである。追加袋の話は少しおいといて、今は少なくとも枚数制限があるので、ごみを1枚にまとめようと努力されている。資源、ペットボトル、プラスチックと分ける努力をされている。指定袋10円くらいだとそんなに負担ではない。きっちり分別を守っている方は、制度が変わっても守るが、集合住宅とか単身世帯の方とか、楽な方に流れやすい傾向にある。可燃ごみに異物が混ざっていても収集せずに置いてくるようにはならないので、分別するよりも、出たごみをひとつの袋に出して可燃ごみの日に出すということになるのではないか。

○会長

今、大事なご指摘をいただいた。資料No.18 で提示されたとおり、資源系の指定袋は町会加入の方は今までどおりのやり方で手に入るが、町会加入者以外は資源系の指定袋を買わないといけない。そういう人達にどう分けてもらうか。今までは町会のことばかり考えていたが、そうでない人のこと考えなければならない。しかし、そういう人に引っ張られて資源袋を配ることになるのもおかしい。

○委員

市認定指定袋制になっても、袋代が必要になったことくらいしか意識ない。今から 18 年前に 5 種分別にしたときはごみを減量するという大きな目的があった。そして実際にごみは減った。市民それぞれにも自覚ができた。ただ、今こういう形で市認定指定袋制になっても、意識は変わるのか。確かにお金とられるのは惜しいから、減ることは減ると思うが、もっとこれにつながる有効な教育がないと、効果としては薄いのではないか。例えばごみ袋 1 つに処理費用がいくらかかっていることを周知するとか。われわれ審議会の目的はごみ減量なので、もっと考えた挙句の 1 つの形が市認定指定袋制としなければおかしいのではないかと思う。

○会長

減量の啓発をきちんとしていかなければならないということ。

○事務局

今までご意見いただいた中で、こういう方法もあるという一つの試案として市認定指定袋制を提唱しました。その中でご指摘いただいた問題点もあります。市の認定指定袋制を実施したから、減量が進んでいくわけではありません。お金さえ払えばいくらでも買えるという問題点を含んでいることは事実です。市認定指定袋制を仮に実施するとしても、最小限のごみにしていただきたいという市の思いを伝え、啓発活動を続けていくことで、市の認定指定袋制はどういう意味を持つのか、それを忘れて、少ない金額だけ負担してもらったら何事も進むと考えたら本末転倒になるのだという理解をしています。今まで袋にかかっていたコストは浮いてくることになります。それをどう還元して使っていくのか、トータルして考え、議論を深めていっていただきたい。ごみ減量を進めるために色々と試行錯誤していきたいと考えています。

○副会長

先ほどの委員のご意見、確かに単身世帯がわざわざ資源系の指定袋をコンビニまで買いに行き、その袋の中にペットボトルを入れて出すというのは大変である。資源系の指定袋がはたして必要なのか。 町会をつうじて配布する際、一つの指定袋で資源でもなんでも出していいことにしてはどうか。

○会長

袋の枚数だけ、資源ごみ相当分とか配ればいい。というアイデアもある。

○委員

手に入りやすい仕組みを作ってしまうと、どうしても安易な方向に流れてしまう。町会で資源系の袋を配布するという。身近でお金を出して袋が手に入るということは、分別や減量の意識の高い人は別にして、ごく一般の人は、袋が手に入ったら分けずに入れるのではないか。そして、回収日に出したときにすんなり持って行かれることにつながる。分別意識、減量意識も薄れていく。今、8種分別がせっかく定着しているのに、近くのコンビニで買えるとなると怖い。若い人には分別、減量の意識の薄い人が多い。確かに指定袋の作成、配布のためには多額の税金が使われている。しかし、市認定指定袋にすることでごみが増えてしまうと本末転倒である。

○会長

ハードルを上げるということは、もう少し袋代を高くするという方法もある。

○委員

この審議会でごみの有料化が決まった時、私はもちろん反対した。でも、可燃物ごみを燃やすとき、 1 tにつき 14,200 円の費用がかかっていると聞いた。ごみ処理はただじゃない、やっぱり市民も痛 みを分けるべきと考えた。今回の有料は、ごみを燃やす処理費用の有料化で、袋の有料化とは思っていなかった。袋代だけやったら、お金出して買っているからいいと、ごみの中にいろんなもの入れる人が増え、可燃ごみがもっと増えるのではないかと懸念がある。

○会長

袋の制度を変更した場合は、確実にごみは減ると研究成果が出ている。枚方市や寝屋川市は、昔は 黒とか青の袋だったのを透明の袋に変え、ホームセンターやスーパーで買っていただくようにした。 そうすると、ごみ袋を透明にしただけで、ごみは減った。八尾市が市認定指定認定袋になっても、 絶対にごみは減る。

○副会長

認定袋ではなく、有料化したという自治体で北九州市と京都市の事例。私は有料化した最初の朝を 見に行った。見たところ、一つも間違った袋がなく、決められた指定袋を出していた。だから、八尾 市でも、きっときちんとできると思う。

○委員

確かに制度を変更したら確実に減ると思う。5種分別導入したときもごみは減った。すばらしいと感じた。8種分別導入時も、非常にわかりづらい分別にもかかわらず、スタートしたらみなさん積極的にご協力いただいた。ただ、どこの自治体でも一時は減っても、だんだんと崩れてくる。料金の設定も難しい。制度変わってすぐは確実に減る。それをほったらかしにすると、また戻る。8種分別後の行政のメンテナンスがなかった。ペットボトルがなくなれば、可燃ごみの嵩が6割近くに減るといわれていたにもかかわらず、いまだに45%の袋を使用している。そこで滞留袋の問題が発生している。3種類出しているが、これを1種類にすれば互換性がある。どういう間違いが増えるか、わからない。これまで再三、袋の種類、大きさ、配布枚数、議論したが中々行政の重い腰が上がらなかった。そこらも検討する必要がある。その上で認定袋への移行も考えられるのかと思う。

○委員

ごみ袋を紙製のものにできないのか。30 年前シアトルで暮らしていたときは、ナイロンの袋は燃やすと有害物質が出るので出せなかった。また、きちんとごみ出ししないと恥ずかしいという意識があった。いずれは日本も変わるかと思っていたが変わらない。八尾市の袋がとても薄いのは、処理するのに簡単に処理できるから、あえて薄いごみ袋にしているのか。事務局で色々考えて下さっても、市民に減量の意識がないと変わらないと思うので、ごみ減量推進員の方たちにぜひ活躍していただきたい。

○会長

プラスチック製の袋にも、汁気が漏れないなどのメリットがある。家庭で溜めておくためには、やはり今だったらプラスチックの薄手のものが一番の選択肢ということになっている。草津市、箕面市は紙製のごみ袋を使用していたが、市民の要望でプラスチックに代わった。また、紙の袋は重いので、ごみ全体の重さにつながっている。熱量的には変わらないと思う。

○副会長

すごくいいご意見だと思うが、ただ、紙製のごみ袋は現実的ではない。金額的に高い。市民の負担 が重くなる。再生資源である紙にするのは、遠い将来にはいいことだと思う。

○委員

色んな市の情報を聞かせていただいた。5種分別から8種分別にしたときも行政の方が、小学校区

回っていただいた、もし有料化しても、市民は賢いので減量していくと思う。ごみ袋は 10 %、45 % 2種類くらいにしたらいいのではないか。資源物は袋に入れずに、直接、スーパーの袋に缶を入れて出される方いらっしゃるが、そういうごみも持っていっていただけるのか。その辺りをもう少し周知する必要があるのではないか。

○会長

小袋に入れたら後で、プラスチック出した先ではねられる。そのへんは今後さらに啓発をお願いしたい。

○委員

先ほど、委員がおっしゃったように、やはり廃棄物減量等推進審議会なので、いかにごみを減らしてもらうか、そういう啓発を優先する必要がある。また、処理費等に莫大なお金がかかっているということだか、そこも含めて市民にアピールしていく。ごみの減量でごみ袋代や、処理費がかかりますよというだけでなく、こんな審議会も開いていろいろ検討していることを市政だよりなどで強くアピールしていく。ゆくゆくは処理費も負担していただくという啓発がまず第一。ご意見聞かせていただいているが、基本的に減量というのがメイン。アピールの方法をこの審議会で決めていけばどうか。

○委員

1つお尋ねしたい。ごみ指定袋と資源ごみ袋はタイプが変わるのか、それとも同じ袋なのか。

○事務局

色で分けることを想定しています。

○委員

今後、高齢化社会が進んでいき、高齢者の1人、2人世帯というのが増えていく。ルールを作るときは、できるだけ簡単なものにしていただきたい。今はできても、10年先にはできなくなったりすると、いくらいいこと決めてもそれができないような状況になるのではないか。有料化が進むとしても、ルールはなるべく簡単にしていただきたい。市役所も、いかにごみ処理コスト削減するかということも重要だが、人件費も削減しない限り、今までと同じような組織で同じようなことを考えるのではなく、抜本的に何か大きく変えて人件費の削減と処理コスト削減が両立するような形をとっていただきたい。

○委員

粗大ごみ有料化のときに、だせる限りのごみは出されたと思う。楠根川付近の不法投棄も全然ない。 そう考えると、ごみ袋を認定指定袋にしてもたぶんうまくいくと思う。単身者は難しいかもしれないが。しかし、超過量有料制は難しいと思う。単身赴任とか大学生とか、住民票そのままで移動する人もいるし、いちいちそこまで調べられない。世帯人数が変わったことにすぐに対応できないと思う。 高齢者の方はごみ袋のカラー化がなくなったら困るという人もいるので、そこは残してほしい。

○委員

まず、わが家から減量していこうことで、いろんなこと教えてもらいながら減量に取り組んでいる。可燃ごみは週2度回収にこられるが、わが家では半月に1回しか出さない。プラスチックも細かく切って、袋に詰められるだけ詰めて出すことにして、今までの半分くらいの量となった。これからも意識改革していきたい。みんながそんな意識を持って取り組めば、必ずごみ減量できるのではないかということを自分の体験を通して感じた。ごみ袋が有料になったら、コンビニやホームセンターで1枚10円程度で買うことになるということだが、値段が店によってバラバラだったら、かえって混乱す

るのではないかと思う。

○委員

案で、袋の種類が大・中・小とあるが、3種類も買う人はいないと思う。1種類か2種類にしたらいいのではないか。じゃまくさいと感じる。

○会長

説明を補足する。自分の家は中の袋を買おうとか、1人暮らしだと小の袋にするとか、各自で決めていただくということ。

○委員

たくさん種類を作ると、コスト面で高くつく。

○会長

ごみ袋の大きさを増やしてもらいたいという意見があったので、事務局が取りまとめた。

○委員

基本的には、ごみ袋は有料化するという流れで進んでいっている。あるいは、有料にすべきか無料のままにするかの問題ではないですね。

○会長

この審議会では、有料化するための方法はどうしようかという諮問を受けている。

○委員

確かに有料化は重要なこと。ごみ袋を有料にするとき、値段をどうするか、それから袋の収益は市の一般財源に入るようなことを検討していただきたい。

○委員

私は自治振興委員を務めている。町会を通じて啓発できるので、できたらカレンダーには町会加入 促進、町会加入するとこういうメリットがあると記載しといて欲しい。担当課と環境部で考えていた だきたい。市政だよりは自分で取りに来ないともらえないが、町会加入していない人にもごみ袋は配 られている、そこに入っているカレンダーにもう一枚付け加えて、町会加入促進を環境部の方で進め ていただけたらいいのではないか。

○事務局

町会に入っている方には全然関係ないので、お手元に行くことはないのですが、ごみ袋引き換えの ハガキの中には、町会加入してくださいという文言は入れています。

○会長

それをもっと、人目につくような形で加入されている方にも目につくくらいして欲しいということ。 〇委員

ごみの減量、資源化という話だが、減量のための特効薬があるようでないと思う。今までの指定袋制度は、ご意見があったように分別排出の定着ということを狙って実施されてきた。これは 18 年間の歴史が物語っているように、定着してきたと思っている。振り返ると昭和 41 年に今の焼却工場の前の焼却工場ができた。それまでは、八尾市の廃棄物行政は焼却ではなく埋立処分だった。焼却工場が建設されてから、一部の資源ごみが再利用されだすとともに、焼却、埋立を中心に今日まできたという経過がある。その後、リサイクル法で、分別・減量と資源化に取り組んでいくということが法の中で定められてきた。その中で各都道府県がそれに追随するような具体的な施策を推進してきたという歴史がある。この分別が定着してきた中で、これからいかに減量、資源化を進めていくか、そのた

めのひとつのツールとして、今回の有料化については、前の審議会から議論がされている。さきほど 北山委員がおっしゃったように、ごみ袋だけが有料になれば目的が達成できるかというとそうではな い。市民理解の問題、議会の問題もあり理解が得にくいということで、ひとつの苦肉の策として、市 認定指定袋制度が行政から提案されている。袋代だけでも1億以上の経費がかかっている。袋代を課 すことによって減量につながっていけばという期待感もある。そういう意味では、市認定指定袋制度 は、一定の意味を持つかと思う。次の問題として、事務経費も含めて有料化の道を模索していくとい うことに行政がどこまで力を入れていくのか、市民合意が得られるのかということがあるが、今の段 階では止むを得ないのかなという気がする。

○委員

子ども会や町会で廃品回収しているが、増えているのか、減っているのかお尋ねしたい。今まで集団回収に出してくれていた人も、普通のごみに出すのか、子供会に回すか迷っている人もいる。置いておく場所もないので、つい可燃ごみに出すということがこの頃多くなっているように思う。その辺りをごみ袋作成するときに考慮すればどうか。

○委員

有料化の話ではないことを確認したい。今まで市が無料でごみ袋を配っていたが、それをやめて、 コンビニもしくはスーパー等で実費程度の負担で市民に買ってもらうということ。有料化というのは、 処理費用を含めた費用負担をお願いするということである。

○会長

今日の事務局からの提案はそういうことである。ただ、今みなさんから発言いただいた中で、この 先もっと有料化にしていくべきというご意見があった。そもそも、この審議会の諮問内容が有料化の 進め方についてで、有料化ありきで審議してきた。

○委員

有料化のやり方は、超過量有料制と単純従量制の2種類。この認定袋制でいくと、どうしても将来 的には単純従量制での有料制にしか移行できない。

○会長

そもそも、今事務局のご説明にあったとおり住民票の問題などがあって、公平にできる方法がなかなか難しい。市認定指定制度は、袋負担という部分で単純従量制の手前にあるやり方かと思う。

○委員

私は初めからごみ減量推進員をしている。他、自治振興委員のトップの方がたくさんごみ減量推進員を務めておられる。しかしも自分が当初名前を書いたにもかかわらず、ごみ減量推進員とは何?とおっしゃる方もいる。ごみ減量推進員は、1回しか召集されていない。事務局に問いかけたいが、ごみ減量推進員になっている自覚があるのかどうか。名簿に載っている方々に問いかけてみたらどうか。ごみ減量推進員になったことも忘れている人もいるかもしれない。一度確認していただくと効果的な活動ができると思う。せっかく力のある方が名前を挙げていらっしゃるのでもったいない。

○会長

おそらく、袋の制度とごみ減量推進員の制度と併せてやっていくのがいいかと思う。本日いただいた議論について、事務局と私で整理させていただき、市長への答申をしないといけない。答申の文章のたたき台を次回の審議会で出したい。そろそろ収束させていく時期となっている。指定袋に関しての審議について言い残したことがあれば、私や事務局にお申し出いただきたい。

○事務局

次回の審議会の開催は、7月下旬を予定しております。今回同様に資料を事前に送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

5. 閉会